

学 位 論 文 題 名

近現代史料の管理及び史料認識に関する研究

学位論文内容の要旨

従来から、日本では、公文書などの歴史資料の保存や公開にたいする認識が弱く、欧米、中国・韓国などにもおよばない面があると指摘されてきた。1959年に最初の公立文書館（山口県文書館）が設立され、76年に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が結成され、87年、「公文書館法」が、公文書に限定して、アーキビスト配置を規定しないなど、国際水準に及ばない内容ながら制定された。現在、都道府県で文書館が設置されているのは26の都道府県であり、関係者や民間の運動の成果がある一方、アーキビストの配置がなく、機構や、保存・公開の現状が館によって区々であるなど、課題を多く残している。論文は、90年代を、日本の文書館学の「揺籃期」であったと位置づけている。

北海道立文書館職員として、同時に近代町村制の著名な研究者として学会に参加しつつ、日本の歴史資料保存利用・公開の運動を中心となって推進し、現在は、国文学研究資料館史料館（通称、国立史料館）教授として、文書館業務に携わっている鈴江氏の、「揺籃期」にある近現代史料の管理と史料認識論（近現代文書学）に関するライフワークである。

第1編「現代日本の文書館状況」では、文書館の設置基準などを検討し、廃棄の危機にあった近世史料などの保存・公開施設として出発し、近現代公文書などに重点を置くようになり、87年に職員、市民の運動によって制定された「公文書館法」が、保存対象を公文書に限定したが、開設されている文書館は、公文書だけではなく、地域の文化遺産として私文書や企業文書なども保存する役割を、「公文書館法」を越えて、果たしていることを明らかにしている。文書館が、地域の歴史資料を保存する役割を果たす必要があることを、歴史的経緯や国際文書評議会の運動からも結論づけている。

第2編「史料の引継移管と評価選別」 公文書の「引継移管」は、行政の各部局から文書館への公文書の引継のことであり、「評価選別」は、保存すべき文書の選別である。日本では、公文書の文書館への移動は必ず実行されるとはいえない。アーキビストが保存と

公開の専門家として「評価選別」を行うシステムも確立していない。日本の国・都道府県・市の文書館における「引継移管」システムと「選別基準」の規則と現状を比較検討している。全国的規模の比較研究は、この論文で初めて行われた。(A) 行政部課の「廃棄文書」を引き継ぐ文書館、ここでは、たとえば永年保存文書は「現用」(原課で使用中)であるために原則的に移管されない、そして(B) 廃棄文書と、「現用」であっても一定年限を経た長期保存文書を引き継ぐ文書館、(C) 行政部課の中間保管庫の機能も兼ねる文書館などの3タイプのあることを解明している。「引継」規定においても、「引き継ぐことができる」というあいまいな規定の文書館もあることなどを解明し、あるべき姿を提言している。文書作成から保存・公開の、文書のライフサイクルのなかに文書館が位置づけられる必要と、そのための各文書館の運動を明らかにしている。

文書館の主体的な「評価選別」については、81・2年に北海道立文書館設立を控えた北海道総務部行政資料室で行われたシェレンバーク理論、すなわち行政の組織を理解し、利用者の要請を熟知するという理論に基づく行政部局とのあいだの「評価選別」の試行的実践例などを検討している。行政部局の選別判断と行政資料室の選別判断が食い違ったことなどが報告され、行政部局自身が「評価選別」という方法が、妥当ではないこと、「公文書館法」が国際的には例外的に盛り込まなかったアーキビスト配置の必要性を実際的に確認している。日本の文書館では、アーキビストを置くとする法は存在しないし、現実にはアーキビストは置かれていない。アーキビストの問題の現状と、そのために発生する問題点などを指摘している。

第3編「史料整理論の検討」では、70年代以降の近現代史料整理論を検討している。最初、図書館整理論の影響を受けて「土地」、「租税」のような主題別整理が行われていた。70年代から、このような整理が史料の現状(史料の原秩序)をしばしば破壊していること、文書を秩序ある群として扱い、機能的な、組織の階層構造に従った整理をする必要性が、鈴江氏らによって主張され、実践され始めたこと、その後、欧米の史料整理論が紹介され、文書の「出所の原則」、「原秩序尊重の原則」などが確認されたこと、しかし、現状では主題別整理が支配的であることなどを明らかにしている。目録編成と目録記述の作業具体例を公開して検討し、文書館を越えた目録検索への対応や、国際的に開かれた検索に対応するために整理論標準化の必要があることを主張し、実践例を示している。

史料整理の基底に置かれるべきは、史料群生成の構造をいかに目録のなかに再構成する

かという点にあるとして、行政組織の階層構造と組織の変遷のなかでの文書群の生成過程を三次元的に検索するモデルを提示している。

第4編「近現代の史料の史料認識」では、史料管理や史料の保存・公開の分野に比べて、近現代史料の文書学的な研究が遅れていること、近現代の史料論を管理論や運動論から自立させる必要を述べる。北海道立文書館に所蔵されている膨大な簿書の文書学的研究を行っている。開拓使時代・三県一局時代の簿書は、1901年に北海道庁の石庫に、当時、約2万冊が収蔵された。この史料によって、文書の授受や法令の施行過程などが解明されている。1856年11月5日に函館で発令された幕府箱館奉行の「申渡」は、北海道西海岸を北上し、途中越年して宗谷経由で、翌年2月29日に紋別御用所に到達する。樺太の白土御用所に着くのは、5ヶ月後の3月26日であった。明治期になってもこのような法の施行と実際の施行のずれは同じであった。また、開拓使など北海道の機関には、法令の「取捨」施行が公認されていたこと、法令によっては、地方機関の「領布見合（みあわせ）」が、1880年代に入っても行われたこと、法の施行の実態は、末端では、確認を必要とすることなどが明らかにされている。もともと約2万冊あった簿書は、現存するのが1万800冊であるが、制度改革や1930年代の北海道史編纂の前後に急速に消失したという注目すべき事態を指摘している。文書保存機関の保存における実状、たとえば不明文書の少なからぬ存在の実状も検証し、引継文書の公有財産としての「登録」が必須であることも指摘している。また、町村制について史料論（文書学）からのアプローチを実践して、「国政委任事務の文書」、「町村の事務文書」、「区（旧村）の事務文書」の作成・管理のあり方などを比較検討している。近年、日本近代史研究において、行政村と自然村の二重構造論を越えることが試みられている町村制論についての必要、かつ有効な視点であり、文書学の知見が史料整理にも必須であると指摘し、日本では配置されていないアーキビストについて、欧米、中国・韓国との落差を強調するだけでなく、日本におけるアーキビスト像を主体的に明確化する必要性などを明らかにしている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 井 上 勝 生
副 査 教 授 津 田 芳 郎
副 査 助 教 授 白 木 澤 旭 児
副 査 助 教 授 長 谷 川 貴 彦

学 位 論 文 題 名

近現代史料の管理及び史料認識に関する研究

第1編において、1987年に国会で制定された「公文書館法」が保存対象を公文書に限定したため、法的な文書館の機能が限定され、地域の企業文書や私文書などの保存を排除した事実、歴史的経過と問題点を明らかにしている。また国・都道府県・市に設置された文書館の設置基準と実際の機能などを、全文書館について調査・点検している。

調査・点検により、文書館は、戦後、廃棄の危機にあった近世史料・地主家文書などの保存を目的に研究者・学会などの要望によって設置され、その後近現代の公文書などの保存を重視するようになり、自治体の条例や訓令によって、地域の私文書や企業文書の保存にも、「公文書館法」を現実的に越えて、役割を果たしていることなどを解明している。

公文書の原課からの「引継移管」と、「評価選別」について、日本全体の現状の検証が第2編「史料の引継移管と評価選別」で果たされている。原課の廃棄文書を引き継ぎ、「現用」（行政が使用中）となる「永年保存文書」が引き継がれない文書館（A）、原課の廃棄文書と、一定年限を経た長期保存文書を「現用」であっても引き継ぐ文書館（B）、原課の中間保管庫の役割をも兼ねる文書館（すべての公文書を文書館が管理する）（C）という、3タイプの文書館が現実存在していることなどを明らかにしている。3タイプの文書館が混在するのは、地域の運動によって下から設置される日本の特質によること、「引継移管」と「評価選別」の文書館での現実的な対応と解決法、問題点などを解明している。

第3編「史料整理論の検討」では、日本の史料整理論の歴史と現状、課題を研究している。戦後、「土地」、「租税」のような主題別分類が行われ、70年代から、主題別整理法が、史料の原秩序を破壊していること、文書の原秩序を保存し、文書を生みだした組織の階層構成に従った機能的、階層的な整理法が実践されるようになったこと、その後、欧米の史料整理論が紹介され、「出所の原則」、「原秩序尊重の原則」などが確認されたこと、

しかし現状では主題別整理が支配的であることなどを明らかにしている。整理論の課題としては、国内の文書館を網羅した目録検索への対応、国際的に開かれた検索に対応するための整理論標準化、階層分類システムなどを解明している。

第4編「近現代史料の史料認識」では、立ち遅れている近現代史料の文書学的な研究、すなわち史料認識論について、北海道庁の近代文書における実践例を提示している。近代初期、北海道地域における特色ある文書行政を解明し、法の公的な布告の日付と、実際の施行の大幅な「ずれ」や、「領布見合（施行のみあわせ）」が行われたことなど、このような文書学的な知見の蓄積が、文書館に必要とされることを明らかにしている。

従来から日本の文書館は欧米はもとより東アジアの中国や韓国よりも遅れているといわれ、それは一面では事実であるが、以上の論文の基調は、文書館が設立される以前の各自治体の行政資料室の時期から、日本における独自の前進が存在すると主張する点に置かれている。日本の文書館は、国家の法による規定は貧困であったが、職員、研究者、市民の運動の結果、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が機関と個人の会員によって設立されたように、地域の下からの運動が盛んで、法制より内実がまさり、基準と機能が多様化していると現状が把握されている。日本の文書館が、87年に制定された「公文書館法」の限界を現実的にのり越え、古文書・私文書などを含めた地域の文化遺産として文書の保存・公開の役割を果たし、「引継移管」、「評価選別」について、すべての館においてではないが、長期保存文書を「現用」であっても移管する運用規定を生成し、あるいは部局の中間保管庫の機能も兼ねて、全公文書を管轄している（埼玉県・藤沢市ほか）などの現状を明らかにしている。また整理論において欧米の理論が導入される前に「出所の原則」、「原秩序尊重の原則」を事実上、創出していたこと、欧米の理論の導入によって原則が確認されたことを解明している。近現代史料認識論（近現代史料学）においても、近現代文書学的な成果を確認し、日本の「公文書館法」が採り入れていないアーキビスト（文書の専門員）配置の必要を明らかにするために、日本におけるアーキビスト像を検証している。

欧米などの先進性を認めつつ、先進の事例で後進日本を律するのではなく、日本の蓄積が普遍的な文書館学や文書学を拓いてきたことを明らかにし、日本における独自の前進を各テーマについて詳細に検証して、主体的な文書館学や文書学を提示した成果として、現実に立ったきわめて優れたものであり、論文博士に十分に相応しいものと委員会は全員一致して評価した。